障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）受給資格認定申請　提出書類一覧
（訪問型職場適応援助）

事業所名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

千葉労働局 職業安定部 職業対策課

	No.	必須提出書類	留意事項	コピー可否	枚数確認欄 事業所	安定所	労働局
申請書類等（様式）	1	障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）受給資格認定（変更）申請書	様式第６－１号訪・様式第7号訪 様式第６－２号訪 ※下記No.7に該当する場合、申請書の一部記載省略可 ただし、下記項目内で変更がある場合は記載が必要 ・訪問型職場適応援助者 …「訪問型職場適応援助事業に従事する職場適応援助者」欄 ・就労移行支援事業所 …「法人等としての就労支援等の実績」欄	×	枚	枚	枚
添付書類	2	職場適応援助者に関するもの：職場適応援助者を要請するための研修の受講終了を証明する書類	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター及び地域センターが行う、訪問型職場適応援助者又は、第1号職場適応援助者を養成するための研修 厚生労働大臣が定める職場適応援助者を養成するための研修 ※下記No.7に該当する場合、提出は不要	○	枚	枚	枚
	3	職場適応援助者に関するもの：職務経歴書	障害者の就労支援に係る業務経験が1年以上ある者 ※下記No.7に該当する場合、提出は不要	○	枚	枚	枚
	No.	必要に応じて提出する書類	必要な場合等	コピー可否	事業所	安定所	労働局
	4	都道府県が交付した就労移行支援事業所であることを認める書類等、これを証明する書類	支援事業主が就労移行支援を行う場合 ※下記No.7に該当する場合、提出は不要 （前年度における就労移行支援事業所であり書類上の有効期限が切れている場合、提出が必要）	○	枚	枚	枚
	5	労働者名簿、賃金台帳、法人登記事項証明書等、事業主に雇用されていること又は事業主若しくは法人の役員であることの証明書類	受給資格認定申請書に記載した訪問型職場適応援助者が事業主である等により雇用保険被保険者番号により事業主に雇用されていることが確認できない場合	○	枚	枚	枚
	6	労働災害に対応できる傷害保険等に加入していることを証明する書類	受給資格認定書に記載した訪問型職場適応援助者が事業主である等により労災保険の適応がなされない場合	○	枚	枚	枚
	7	前年度の訪問型職場適応援助促進助成金受給資格認定通知書（様式第2号） ※千葉労働局長印が押印されているもの	前年度において受給資格認定を受けた事業主で、次の内容に変更がない場合 ・訪問型職場適応援助者 ・就労移行支援事業所（前年度における就労移行支援事業所であり、書類上の有効期限が切れている場合、提出が必要） ※上記No.1の受給資格認定申請書の記載の一部省略は可及び、No.2～4の添付書類の省略も可（詳細はそれぞれの留意事項等参照）	○	枚	枚	枚

訪問型職場適応援助を行うにあたり、支援日ごとに支援内容を記録した支援日誌（様式第6号）を作成、保管する事業主であるか（ ある ・ なし ）

申請事業主が、必要書類を整備 ・ 保管しているか （ いる ・ いない ）

障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）の活用を希望する事業所へ業務委託（委嘱）先の法人等として、情報を提供することに同意するか（ する ・ しない ）
※障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）（訪問型職場適応援助）の支給要件には関係ありません。

賃金締切日　末日　・　日　　**支払日**　当月 ・ 翌月　日

提出先	労働局または事業所所在地を管轄するハローワークにご提出ください

提出後、審査については労働局へお問い合わせください。

（H30.4）